相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市片町二丁目三番地の六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川嵜　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日
事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区南一丁目一五〇八番地、最後の住所神奈川県愛甲郡愛川町春日台二丁目四番地の一　被相続人　亡　清水　一弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日
神奈川県藤沢市藤沢四八四番地一アンバービル七階　藤沢総合法律事務所、選任時の住所神奈川県厚木市旭町一丁目二七番一号後藤ビル二階　前島憲司法律事務所
相続財産管理人　弁護士　羽生　達之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　辻　與三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日
石川県金沢市北袋町ヲ七五番地七
相続財産管理人　山本　眞一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所石川県金沢市北袋町ヲ三六番地　被相続人　亡　北川豊次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日
石川県金沢市北袋町ヲ七五番地七
相続財産管理人　山本　眞一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市明治町一丁目五番地九、最後の住所神戸市中央区生田町一丁目三番一二―八〇一号　被相続人　亡　河野　陸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日
神戸市中央区御幸通七丁目一番一五号三宮ビル南館五階　神戸H．I．T．法律事務所　相続財産管理人　弁護士　久米　知之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安佐郡福木村字馬木一七九番屋敷、最後の住所不明
被相続人　亡　久保田林次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日
事務所広島市安佐南区大町東一丁目一〇番一四―七号
相続財産管理人　司法書士　江口　知行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島市国府町観音寺四三七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　勝間　八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日
徳島市金沢二丁目三番一〇―一〇三号
相続財産管理人　弁護士　本田　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市大松町上野神二五番地、最後の住所徳島県徳島市津田本町三丁目一番七二号　被相続人　亡　笹倉よりへ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日
徳島県徳島市津田本町四丁目三番七四―一八号
相続財産管理人　和田フミコ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡まんのう町長尾一四一〇番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内記　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日
香川県善通寺市善通寺町一丁目一番一号
相続財産管理人　弁護士　髙丸　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市粟井町三〇五五番地三、最後の住所香川県観音寺市大野原町花稲六六四番地三　被相続人　亡　安藤　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日
香川県善通寺市善通寺町一丁目一番一号
相続財産管理人　弁護士　髙丸　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香美市香北町梅久保八三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　幾井　博之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日
事務所高知市新本町一丁目一番一六号三階北
相続財産管理人　和田　洋平

第55期決算公告

平成23年8月17日
東京都葛飾区立石一丁目9番17号
彌生興業株式会社
代表取締役　井上　春子

貸借対照表の要旨
（平成23年4月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,713
	固定資産	90,374
	合計	126,087
負純資債及産の び部	流動負債	390
	固定負債	30,681
	株主資本	95,016
	資本金	10,000
	利益剰余金	85,016
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	82,516
	（うち当期純損失）	(1,792)
	合計	126,087

第55期決算公告

平成23年8月17日
東京都新宿区上落合三丁目2番4号
扇屋塗料株式会社
代表取締役　岡島　弘

貸借対照表の要旨（平成23年4月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,061,970
	固定資産	924,253
	合計	2,986,223
負純資債及産の び部	流動負債	1,250,467
	固定負債	6,369
	株主資本	1,729,387
	資本金	94,000
	利益剰余金	1,635,387
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	1,605,387
	（うち当期純利益）	(27,477)
	合計	2,986,223

第1期決算公告

平成23年8月17日
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平1―82
OLED青森株式会社
代表取締役　瀬﨑　好司

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	208,116
	固定資産	617,598
	繰延資産	67,880
	合計	893,595
負純資債及産の び部	流動負債	470,733
	固定負債	7,604
	株主資本	415,257
	資本金	250,000
	資本剰余金	250,000
	利益剰余金	△84,742
	その他利益剰余金	△84,742
	（うち当期純損失）	(84,742)
	合計	893,595